

# 令和8年4月からの「年次休暇の単位」及び「非常勤職員の休暇制度」の見直し（概要）

令和8年4月から、妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援に関連する次の休暇制度を見直します。

## 年次休暇の単位の見直し（対象：常勤職員、非常勤職員）

- ✓ 年次休暇は、まとまった日数の休暇を取得することが望ましいことから、これまでは、原則1日単位とし、特に必要と認められる場合は1時間単位（交替制等勤務職員に限り、令和6年1月から特に必要な場合は1時間単位又は15分単位）で取得できると定められていました。
- ✓ 令和8年4月からは、全ての常勤職員と非常勤職員の年次休暇に、特に必要と認められる場合は「15分単位」でも取得できるようになります。

## 非常勤職員の休暇制度の見直し

### ① 年次休暇の付与前倒し

- ✓ これまでは、年次休暇は、採用日（継続勤務を開始した日）から6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上を出勤した場合に、6月経過日に年次休暇を10日の範囲内で付与され、その後は、6月経過日を起算日として1年ごとに加算日数を含めた年次休暇が付与されていました。
- ✓ 令和8年4月からは、6月以上の任期を定めて採用（継続勤務開始）された非常勤職員については、採用日に年次休暇を10日の範囲内で付与され、その後は、採用日を起算日として1年ごとに加算日数を含めた年次休暇が付与されます。
- ✓ 令和8年4月以後も、6月未満の任期を定めて採用（継続勤務開始）された非常勤職員については、これまでの年次休暇の付与方法に変更ありません。

### ② 「保育時間」、「子の看護等休暇」、「短期介護休暇」の有給化

- ✓ 令和8年4月からは、「保育時間」、「子の看護等休暇」、「短期介護休暇」が有給となります。